

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第四号

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 砂 川 裕 紀

埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程

第一条 埼玉県下水道局職員就業規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

5 障害のある職員のうち、管理者の指定するものの勤務時間及び休憩時間については、第三条及び第四条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。

第二条 埼玉県下水道局職員就業規程の一部を改正する規程（平成二十八年埼玉県流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「勤務時間」の下に「及び休憩時間」を加え、「第三条第二項」の下に「及び第四条第一項」を加える。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。